

一年も前のことになるが、自動車の免許取得において、初めて受けた仮免効果測定の模擬試験に落ちてしまった。30点満点の試験、23点合格であったにもかかわらずである。これは1つには私の不勉強も原因であったと思うが、もう1つに、教習所であるひとつの事柄を決定的に「学び」損ねたことが大きな原因だったと思われる。ここで法律と当為の問題について少し論じてみたい。

法律の2拓試験で「救急車がサイレンを鳴らして後ろから来たら道脇にそれて徐行すべきだ。」「道の舗装が切れて砂利道が先に続くときは一端停止して安全を確認すべきだ。」と出てきたら、○が答えだろうか、それとも×が答えだろうか。実をいうと、私は同類の問題の全てに○と答えて不合格を食らったのだ(注1)。試験に落ちた直後は、怒りで頭に血が上って、自分がなぜ怒っているのかを落ち着いて分析することができなかったのだが、しかし最近になってようやく私の方が正しいと考えられる理由をはっきり説明できるようになった。

ここで中途半端に教養のある人間は私をこう諭すだろう。「「～すべきである」の否定、「～すべきでない」は「～しないべきだ」とは違うんだよ。分かりやすく言い直せば、「～する必要は無い」ってことなんだ。君はそこを勘違いしたために、×であるはずないと思って○をつけたんじゃないのかな。」

結論を言ってしまうえば、私はそのような勘違いをして○をつけたのではない。「救急車がサイレンを鳴らして後ろから来たら道脇にそれて徐行すべきだ。」が真であると思ったから、あるいは「道の舗装が切れて砂利道が先に続くときは一端停止して安全を確認すべきだ。」が真であると思ったから○とつけたのである。そして、減点を食らったわけだ。しかしこれには法的根拠が無い。その理由を述べよう。

一般に「A」という問いに○と答えることは「A」は真であることを意味し、「A」という問いに×と答えることは「A」は偽であることを意味するだろう。簡略化すると前者は「A」を意味し、後者は「notA」を意味することになる。ではもし、「救急車がサイレンを鳴らして後ろから来たら道脇にそれて徐行すべきだ。」という問いの答えが×であるとするとどうということになるか。「救急車がサイレンを鳴らして後ろから来ても道脇にそれて徐行する必要はない。」を意味することになるだろう。確かに、法律には「救急車がサイレンを鳴らして後ろから来たら道脇にそれて徐行すべきだ。」とは書いていない。法律に書いてあるという述語を命題関数 **Legally**() で表せば、**not Legally**(救急車がサイレンを鳴らして後ろから来たら道脇にそれて徐行すべきだ。)、となる。ここまでは良いだろうか。だがこれは **Legally** (**not** 救急車がサイレンを鳴らして後ろから来たら道脇にそれて徐行すべきだ。)とは独立の主張である。そして、法律には「救急車がサイレンを鳴らして後ろから来たら道脇にそれて徐行すべきでない。」とも書いていないから、これは偽であり、「not

Legally(not 救急車がサイレンを鳴らして後ろから来たら道脇にそれて徐行すべきだ。)」が真となる。要は、法律は「救急車がサイレンを鳴らして後ろから来たら道脇にそれて徐行すべきだ。」という命題にたいしてノー・タッチなのである。「道の舗装が切れて砂利道が先に続くときは一端停止して安全を確認するべきだ。」という命題についてもこれは同様である。だから法律がノー・タッチである命題に○をつけたからといって、私が減点を食らう法的根拠は無い。免許の試験はいやしくも法律の試験である以上、法律に書いてないことの○×は「分からない」とするのが妥当ではないだろうか。

ここで、上記の区別が「～すべきでない」は「～しないべきだ」の区別とどう関係するかを明確にしておこう。両者とも、「スコープの違い」に由来する区別として析出できる。「A すべきだ」という命題を命題関数 $\text{Should}()$ を用いて、 $\text{Should}(A)$ と表すことにしよう。すると、最初に中途半端に教養のある人が提示した区別は、 $\text{not Should}(A)$ と $\text{Should}(\text{not } A)$ の区別だということになる。そして私が区別したいのは、 $\text{Legally } (\text{not should}(A))$ と、 $\text{not Legally } (\text{should } (A))$ の二つである。つまり、「法律的に言って、A する必要はない。」と「A すべきだ、と法律的には言えない。」は別の命題なのだ。

われわれは、不注意に以下のような会話や思考をしがちである。「救急車が後ろから来ても、徐行しなければならないとは法律に書いていない。だから、徐行する必要は無いんだ。」と。1文目は確かに正しい。だが、2文目は1文目から演繹されないのである。確かにそれは法律と矛盾しないのだが、それには法的根拠はなく、そこに至るには少なからぬ飛躍があることを意識する者は少ないだろう。2文目はいわば、法律に書いてないことに対する、発言者の個人的な態度の表明に他ならない。

もちろん道路交通法のように、法律の試験を一般人に受けさせる場合は、正確な法律の知識を覚えさせる以上に、国民の交通モラルを高めるといふ政治的観点を無視することができない。嘘も方便、という場合は確かにあると思うのだ。しかし、「救急車がサイレンを鳴らして後ろから来たら道脇にそれて徐行すべきだ。」という問題に○をつけた人を減点することに、政策的有益性が備わっていると言えるだろうか？法律が要求する以上に安全に気を配ろうと考えている人を減点によって罰するのは、むしろ交通モラルの向上を阻害するのではないか。

免許の○×試験では、およそ似ても似つかない二つの問題に×をつけるように要求されている。第一には、命題が法律に反する場合である。例えば「赤信号になったら、車を発信しなければならない。」などがそれにあたる。第二には、命題が法的には何とも言えない場合である。例は上に挙げたように、「救急車がサイレンを鳴らして後ろから来たら道脇にそれて徐行すべきだ。」などがそれにあたる。だがこれは気が狂っているとしか思えない。数学の問題に喩えればいかに気が狂っているかわかるだろう。

数学の○×問題があるとして、「実数の偶数乗は非不値になる」とか「素数の個数は有限である」といった問題に混じって、なんと「薔薇は美しい」という問題があるではないか！しかも必ず○か×で答えなければならない！さらに驚くべきことに、○と答えると減点さ

れてしまうのだ！

「数学的に言って A である。」という命題を、**Mathematically(A)**と表すことにしよう。**Mathematically (not 薔薇は美しい)**（数学的に言って、バラは美しくない）と **not Mathematically(薔薇は美しい)**（薔薇は美しい、と数学的には言えない）は厳密に区別しなければならない。だが免許の試験に限っては、このような区別は無視されているようだ。

私は教習所に行くまで一度としてそのような○×の使い方に出会ったことは無かったし、教習所でも教官はそのことを教えてくれなかった。そんなわけで、周りの人は自然と身に付けていたらしいその取り決めを私だけが決定的に学び損ねていたことに、最初の模試に落ちてはじめて悟ったのである。（勘違いされないように一言断っておく。これは嫌味である。）

（注 1） 一応日本の法律には、「救急車がサイレンを鳴らして後ろから来たら道脇にそれて徐行すべきだ。」「道の舗装が切れて砂利道が先に続くときは一端停止して安全を確認すべきだ。」と書いていないことを前提に話を進める。この仮定が間違いであったとしても、この小論の主張の本質がなんら揺らぐものではないと思われる。これらは法律に書いていない当為命題として例をあげただけであり、この二つが例として不適切であると感じるならば、適当に別の命題を作って例とすればよい。例えば「東京大学の付近 15メートル以内に近づく時は「東大生はバカになったか」と 3 回問い掛けるべきである」とか。